項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九十三の二第二項第七号」に、「限る」を「限るものとし、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く」に改め、同項第三号中「第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分」を「第六十八条の九十三の二第二項第七号」に、「が当該」を「（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）が当該」に改め、同項第五項中「第三十九条の百十七の二第七項」を「第三十九条の百十七の二第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第三十九条の百十七の二第四項」を「第三十九条の百十七の二第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第三項中「第三十九条の百十七の二第二項」を「第三十九条の百十七の二第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第三十九条の百十七の二第四項」を「第三十九条の百十七の二第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「同項各号列記以外の部分」を「同条第二項第七号」に、「いう。以下この条（第六項第三号」を「いい、同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。以下この条（第八項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第三十九条の百十七の二第一項の規定は、清算外国金融関係法人（法第六十八条の九十三の二第六項に規定する清算外国金融関係法人をいう。次項及び第二十四項において同じ。）に係る法第六十八条の九十三の二第六項に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第三十九条の百十七の二第一項中「同条第六項」とあるのは、「法第六十八条の九十三の二第六項」と読み替えるものとする。

2　第三十九条の百十七の二第二項の規定は、清算外国金融関係法人の特定清算事業年度（法第六十八条の九十三の二第六項に規定する特定清算事業年度をいう。第二十四項において同じ。）に係る法第六十八条の九十三の二第六項各号列記以外の部分に規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第三十九条の百十七の二第二項中「同条第六項第一号から第七号まで」とあるのは、「法第六十八条の九十三の二第六項第一号から第七号まで」と読み替えるものとする。

第三十九条の百二十の五第三項を削り、同条第二項中「第三十九条の百十七の三第二項及び第三項」を「第三十九条の百十七の三第四項から第六項まで」に、「によつて」を「及び当該一の連結法人との間に法第六十八条の九十三の二第八項第一号に規定する特定資本関係のある内国法人によつて」に、「法第六十八条の九十三の二第八項第一号」を「同号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　第三十九条の百十七の三第二項及び第三項の規定は、法第六十八条の九十三の二第八項第一号に規定する政令で定める関係について準用する。

第三十九条の百二十の五第四項中「第三十九条の百十七の三第五項」を「第三十九条の百十七の三第七項」に改め、同条第五項中「第三十九条の百十七の三第六項」を「第三十九条の百十七の三第八項」に改め、同条第六項中「第三十九条の百十七の三第七項」を「第三十九条の百十七の三第九項」に改め、同条第七項中「第三十九条の百十七の三第七項」を「第三十九条の百十七の三第九項」に、「同号の一の連結法人」を「特殊関係株主等である連結法人」に改める。

10　第三十九条の百二十の七第十項を次のように改める。

法第六十八条の九十三の三第八項第二号に規定する政令で定める金額は、同条第四項の規定により同項に規定する連結事業年度の連結所得に対する同項に規定する法人税の額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　各連結法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額（法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。次号及び第十三項において同じ。）の合計額

二　各連結法人の当該連結事業年度の個別控除対象所得税額等相当額

第三十九条の百二十の七に次の三項を加える。

11　法第六十八条の九十三の三第四項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第百五十五条の四十三の規定の適用については、同条第二項中「合計額を」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）に規定する個別控除対象所得税額等相当額がある場合には、当該個別控除対象所得税額等相当額を控除した金額）を」と、同項第七号及び第八号中「の規定を適用しないものとした場合に法」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項の規定を適用しないものとした場合に法」と、「の規定を適用しないものとした場合に同法」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の三第十項の規定を適用しないものとした場合に地方法人税法」とする。

12　法第六十八条の九十三の三第十項の規定の適用がある場合における地方法人税法施行令第三条の規定の適用については、同条第五項中「第十二条の二」とあるのは「第十二条の二並びに租税特別措置法第六十八条の九十三の三第十項」と、「うちに租税特別措置法」とあるのは「うちに同法」とする。

13　法第六十八条の九十三の三第十三項第一号に規定する政令で定める金額は、同条第十項の規定により連結親法人に係る各課税事業年度（同項に規定する課税事業年度をいう。以下この項において同じ。）の同条第十項に規定する所得地方法人税額から控除される金額に、第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該連結親法人の当該課税事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人の当該課税事業年度終了の日を含む連結事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額の合計額

二　当該連結親法人の当該課税事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額又は当該連結子法人の当該連結事業年度に係る個別控除対象所得税額等相当額

第三十九条の百二十四の三の見出し中「長期割賦販売等」を「収益及び費用の帰属連結事業年度」に改め、同条中「法人税法施行令」の下に「第十四条の八」を加え、「同令第十四条の八第三号」を「同条第三号」に、「）」とあるのは「」」とあるのは、」に、「長期割賦販売等の特例）の」を「収益及び費用の帰属連結事業年度の特例）の」に改め、「同令第百二十五条第一項中「提供の日」とあるのは「提供の日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日」と、「おいて同項」とあるのは「おいて法第六十八条第一項」と、同令第百二十七条中「引渡しの期日」とあるのは「引渡しの期日（租税特別措置法第六十八条の百二の四第一項（特定の公共施設等運営権の設定に係る長期割賦販売等の特例）に規定する公共施設等運営権の設定の場合には、その設定の日）」と」を削る。

第三十九条の百二十八第一項中「第百十九条の七の二第三項」を「第百十九条の七の二第四項」に改める。

第三十九条の百三十中「第六十八条の三の三第六項」を「第六十八条の三の三第四項」に改める。

第三章第二十九節中第三十九条の百三十の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織による申告の特例）

第三十九条の百三十一　法第六十八条の百十二に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

一　貿易保険法第三十七条（第一項から第三項までを除く。）の規定

二　沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令第六十三条の四の規定

三　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第百三十五条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の四十五の規定

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第九十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十五の規定